（金融庁設置法第四条第三号クに規定する指定紛争解決機関を定める政令の一部改正）

第四条　金融庁設置法第四条第三号クに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第二百八号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第四条第三号ク」を「第四条第三号オ」に改める。

第六号中「第六十九条の四第一項に規定する指定特定火災共済事業等紛争解決機関、同条第二項」を「第六十九条の四」に改める。

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

安全保障会議設置法施行令を廃止する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

平成二十五年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百三十一号

安全保障会議設置法施行令を廃止する政令

内閣は、国家安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

安全保障会議設置法施行令（昭和六十一年政令第二百二十一号）は、廃止する。

附　則

この政令は、安全保障会議設置法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十九号）の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

告示

○財務省告示第三百七十五号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十五年十一月五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年十二月四日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第四百七回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で五兆二千九百八十九億二千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千四百十億円

七　払込金額
イ　価格競争入札発行　五兆二千九百七十八億九千五百四十三万二千六百円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千四百九億千四百八十八万七千円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十五年十一月五日

十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十八銭五毛以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十八銭七毛

十二　償還期限　平成二十六年二月十日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十五年十一月五日

○財務省告示第三百七十六号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十五年十一月十一日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年十二月四日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第四百八回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項